

●香川県警察本部告示第17号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月28日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(免許証の記載事項の変更) 第34条 略 <u>2 法第93条の2の規定による電磁的方法により記録が行われている免許証（以下「IC免許証」という。）の記載事項の変更については、前項の規定による備考欄への記載及び押印に併せて、IC免許証追記装置（IC免許証に組み込んだ半導体集積回路に変更に係る事項を記録する装置をいう。）により当該IC免許証に当該変更に係る事項の記録を行うものとする。ただし、交番（さぬき警察署長尾交番及び丸亀警察署多度津交番を除く。）又は駐在所においてIC免許証の記載事項の変更を取り扱う場合にあつては、前項の規定による備考欄への記載及び押印のみを行うものとする。</u></p>	<p>(免許証の記載事項の変更) 第34条 略</p>

附 則

この規程は、平成20年1月4日から施行する。